

学校法人椋山女学園寄附行為

昭和26年寄附行為第1号

昭和26年3月1日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人椋山女学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市千種区星が丘元町17番3号椋山女学園に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、椋山女学園独自の精神「人間になろう」という教育理念の達成を目指す教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の学校を設置する。

- | | | |
|-------------|---------------|--|
| (1) 椋山女学園大学 | 大学院 | 生活科学研究科
人間関係学研究科
現代マネジメント研究科
教育学研究科 |
| | 生活科学部 | 管理栄養学科
生活環境デザイン学科 |
| | 国際コミュニケーション学部 | 国際言語コミュニケーション学科
表現文化学科 |
| | 人間関係学部 | 人間関係学科
心理学科 |
| | 文化情報学部 | 文化情報学科
メディア情報学科 |
| | 現代マネジメント学部 | 現代マネジメント学科 |
| | 教育学部 | 子ども発達学科 |
| | 看護学部 | 看護学科 |

(2) 椋山女学園高等学校 全日制課程 普通科

(3) 椋山女学園中学校

(4) 椋山女学園大学附属小学校

(5) 椋山女学園大学附属幼稚園

(6) 椋山女学園大学附属椋山こども園

(付随事業)

第5条 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

(1) 椋山女学園大学附属保育園

第3章 理事及び理事会

(学園長)

第6条 この法人が設置する学校の教学を統轄するため、学園長をおく。

2 学園長は、理事会で選任する。

(役員)

第7条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人又は9人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号により選任する。

- (1) 学長、校長及び幼稚園長の互選による者1人
 - (2) この法人に関係のある学識経験者のうち、学長、校長及び幼稚園長の過半数の推せんによる者2人
 - (3) 評議員（本学園専任教職員である評議員を除く。）のうちから、評議員会で選任された者1人
 - (4) 前各号により、選任せられる理事以外の理事は、学識経験者のうちから、理事会において選任する。
- 2 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族が、1名をこえて含まれてはならない。
- 3 第1項第1号及び第3号の理事は、学長、校長、幼稚園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 理事のうち、2人以上が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（理事の任期）

第9条 理事の任期は、4年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。
- 3 理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

（理事長の職務）

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（理事会）

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第17条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（常任理事会）

第12条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、理事会の決定した基本方針に基づいて、具体的な執行にあたりとともに、理事会から委託された事項を協議して理事会に提案する。
- 3 常任理事会については、理事会が別に定める。

（理事会決議事項）

第13条 理事会は、次の事項を決議処理する。

- (1) 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- (2) 毎年度の予算及び決算の決定
- (3) 資産の管理及び処理
- (4) 職制並びに施行細則に関する事項
- (5) 学則に関する事項
- (6) 監事候補者の選出及び評議員の選任

(7) その他、この法人の業務に関するすべての事項

(議事録)

第14条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 監事

(監事の選任)

第15条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教育職員、事務職員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の任期)

第16条 監事の任期は、4年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

3 監事は、任期満了の後でも、後任の監事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 監事のうち、1人以上が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第5章 理事及び監事の解任並びに退任

(理事及び監事の解任並びに退任)

第18条 理事及び監事が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 理事及び監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事及び監事は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第6章 評議員及び評議員会

(選任)

第19条 この法人に、評議員会をおき、評議員31人を以って、組織する。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人に関係のある学識経験者のうち、学長、校長及び幼稚園長の過半数の推す者2人

- (2) 評議員29人は、次の範囲から、理事会が、これを選任する。

ア 教職員のうちから 19人

イ 卒業生(年令25年以上のもの。)のうちから 6人

ウ その他の適任者のうちから 4人

3 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族が、2人をこえて含まれてはならない。

4 第2項第2号アに規定する評議員は、教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第20条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第21条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

- (2) 辞任

- (3) 死亡

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を分けて、定期評議員会と、臨時評議員会とする。

3 定期評議員会は、毎年3月及び5月に開会する。

4 臨時評議員会は、理事長が必要と認めたときに開会する。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求あった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 議長は、評議員として議決に加わることができない。

13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第23条 次の事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画

- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
（評議員会の意見具申等）

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（議事録）

第25条 第14条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産）

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（積立金の保管）

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（基本財産の処分の制限）

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（経費の支弁）

第30条 この法人の事業に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の決議に従い、理事長が管理する。

（会計）

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る部分を除く。）を作成したとき
これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の登記）

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第8章 解散及び合併

（解散及び合併の同意）

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第44条 この寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、相山女学園大学内の掲示場に掲示して、これを行う。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第49条 本寄附行為の施行に必要な細則は、理事会において、これを定める。

附 則

1 本寄附行為は、組織変更の登記完了の日より施行する。

2 この法人組織変更当初の役員は、当分の内、次の通りとする。

理事長	相 山 正 式
理 事	相 山 正 雄
理 事	三 明 慶 瞻
理 事	須 田 昌 平
理 事	横 井 時 綱
監 事	服 部 照 子
監 事	太 田 久 蔵

3 前項の役員は、組織変更後、本寄附行為による役員がすみやかに選任されるまで、第5条及び第14条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。

変 更

1 昭和39年3月15日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和39年4月1日から適用する。

1 昭和40年8月24日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和40年8月30日認可、同日から、これを適用する。

1 昭和43年9月30日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和44年2月8日認可された。

1 昭和44年6月19日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和44年9月3日認可、同日から、これを適用する。

1 昭和46年9月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和47年1月29日認可、昭和48年4月1日から、これを適用する。

1 昭和47年3月28日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和47年4月7日認可、同日から、これを適用する。

1 昭和52年1月12日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和52年1月20日登記完了。

1 昭和51年11月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和52年3月30日認可、昭和52年4月1日から、これを適用する。

1 昭和59年12月24日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和60年1月25日認可、同日からこれを適用する。

1 昭和60年7月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和61年12月23日認可、昭和62年4月1日から、これを適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成2年12月21日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
(椋山女学園大学家政学部食物学科、被服学科及び、文学部英文学科の存続に関する経過措置)
- 2 椋山女学園大学家政学部食物学科、被服学科及び、文学部英文学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 平成10年12月17日文科大臣認可の寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 椋山女学園大学大学院家政学研究科及び文学部国文学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該研究科又は当該学科に在学する者が当該研究科又は当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成11年12月22日文科大臣認可の寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成12年5月8日文科大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。
(理事の任期の扱い)
- 2 この寄附行為改正の日の前日において、現に第6条第2項第1号の規定により選任された理事である者の任期については、その者が同条同項同号の規定により理事となった日から起算して改正後の第7条本文の規定を適用する。
(任期のない評議員の扱い)
- 3 この寄附行為改正の日の前日において、現に改正前の寄附行為第19条第2項第1号の規定により選任された評議員である者の任期は、同条同項第2号の規定により選任された評議員である者の任期が満了するまでの期間とする。

附 則

(施行期日)

平成13年5月29日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成13年12月20日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成14年6月18日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。
(生活科学部生活環境学科の在学学生に関する経過措置)
- 2 生活科学部生活環境学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成14年7月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成14年12月19日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成17年3月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成18年11月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日からこれを施行する。
- 2 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず平成19年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成21年10月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成25年10月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成26年8月28日文科科学大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成27年3月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成31年3月27日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和2年2月12日文科科学大臣認可の寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和4年2月28日文科科学大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。